

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鯖江市長 佐々木 勝久

市町村名 (市町村コード)	鯖江市 (207)	
地域名 (地域内農業集落名)	中河地区 (舟枝町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月30日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手への集積・集約化が進んでいる。
今後の後継者の育成なども進めていくことで継続可能な農業に繋げていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

無科学・無農業による水稻、そばの栽培を取り入れ、生産物の付加価値を高める。
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力して行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、住宅地の間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
既に集積している。(9割以上) 集約化もほとんど終えているため、現状維持に努める。 集落内で話し合い、エリアごとに受け手に配分する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で利用する予定。(アンケート) 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。(人・農地プラン) 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。(人・農地プラン)
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備を行う考えはない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
中心経営体に位置付けられている担い手が集落の農地を維持していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②いちほまれ、コシヒカリを中心に特別栽培米の作付を進めていく。
③自動水栓機、ドローン、自動操舵機能付き田植え機などを導入しているため、今後もスマート農業を進めていく。